

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律(令和5年法律第87号)の施行に伴う省令の改正について

(諮問第6号)

<目次>

資料 18-1-1 答申書(案)

資料 18-1-2 説明資料(総会(第17回)審議資料)

(参考)

諮問時の改正案

情 郵 審 第 ※ ※ 号
令 和 6 年 ※ 月 ※ ※ 日

総 務 大 臣
松 本 剛 明 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 相 田 仁

答 申 書 (案)

令和5年12月21日諮問第6号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和5年法律第87号）の施行に伴う省令の改正については、次のとおり諮問された省令案に形式的な修正を加えた上で、改正することが適当と認められる。
 - ・ 国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第八条第四項第一号に規定する総務省令で定める基準及び第九条に規定する業務の実施に関する計画に関する省令（平成30年総務省令第61号）の全部改正案について、別添1のとおりとすること。
- 2 なお、意見募集の結果は、別添2のとおりである。

○総務省令第 号

国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第十八条第二項、第三項第六号、第五項及び第七項第一号の規定に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第八条第四項第一号に規定する総務省令で定める基準及び第九条に規定する業務の実施に関する計画に関する省令の全部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

特定アクセス行為等実施計画及び識別符号の基準に関する省令
（定義）

第一条 この省令において「特定アクセス行為等」、「特定アクセス行為等実施計画」、「特定アクセス行為」又は「通信履歴等の電磁的記録」とは、それぞれ国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第十八条に規定する特定アクセス行為等若しくは特定アクセス行為等実施計画、特定アクセス行為又は通信履歴等の電磁的記録をいう。

2 この省令において「端末設備」、「自営電気通信設備」、「送信型対電気通信設備サイバー攻撃」又は「アイ・ピー・アドレス」とは、それぞれ電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十二条第一項、第七十条第一項、第一百六条の二第一項第一号又は第百六十四条第二項第

三号に規定する端末設備、自営電気通信設備、送信型対電気通信設備サイバー攻撃又はアイ・ピー・アドレスをいう。

3 この省令において「特定電子計算機」、「識別符号」又は「アクセス制御機能」とは、それぞれ不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条に規定する特定電子計算機、識別符号又はアクセス制御機能をいう。

（実施計画）

第二条 国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、法第十八条第二項の規定により特定アクセス行為等実施計画を作成し、総務大臣に提出するときは、特定アクセス行為等実施計画に次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 特定アクセス行為等の実施期間
- 二 特定アクセス行為等の実施体制
- 三 特定アクセス行為に係る業務に従事する者の氏名、所属部署及び連絡先
- 四 法第十八条第一項第二号に掲げる業務の全部又は一部を他の者に委託する場合における、委託先の選定に係る基準及び手続
- 五 特定アクセス行為に係る電気通信の送信元の端末設備又は自営電気通信設備に割り当てられるアイ・ピー・アドレス

六 特定アクセス行為に係る電気通信の送信先のアクセス制御機能を有する特定電子計算機である電気通信設備又は当該電気通信設備に電気通信回線を介して接続された他の電気通信設備に割り当てられるアイ・ピー・アドレスの範囲

七 前二号に掲げるもののほか、特定アクセス行為等に係る設備に関する事項

八 特定アクセス行為に係る識別符号の方針

九 前号の方針に基づき入力する識別符号

十 特定アクセス行為により取得した情報の適正な取扱いを確保するための措置に関する事項（法第十八条第一項第二号に掲げる業務の全部又は一部を他の者に委託する場合にあつては、委託先における当該情報の適正な取扱いを確保するための措置を含む。）

十一 送信型対電気通信設備サイバー攻撃のおそれへの対処を求める通知先に求める特定アクセス行為により取得する通信履歴等の電磁的記録に記録された情報の適正な取扱いを確保するための措置に関する事項

十二 特定アクセス行為等の実施に係る情報の公開に関する事項

十三 その他必要な事項

2 総務大臣は、法第十八条第一項の認可について必要があると認めるときは、機構に対して参考資料の提出を求めることができる。

3 機構は、法第十八条第五項の規定により**特定アクセス行為等**実施計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

(識別符号の基準)

第三条 法第十八条第七項第一号に規定する総務省令で定める識別符号の基準は、暗証符号を設定するものである場合、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 字数八以上であること。
- 二 これまで送信型対電気通信設備サイバー攻撃のために用いられたもの、同一の文字のみ又は連続した文字のみを用いたものその他の容易に推測されるもの以外のものであること。

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第八条第四項第一号に規定する総務省令で定める基準及び第九条に規定する業務の実施に関する計画に関する省令の全部を改正する省令案に係る意見募集の結果

■意見募集期間 : 令和5年12月28日(木)～令和6年1月31日(水)

■意見提出件数 : 0件

**国立研究開発法人情報通信研究機構法
附則第八条第四項第一号に規定する総務省令で定める基準
及び第九条に規定する業務の実施に関する計画に関する省令
の全部改正について
(特定アクセス行為等実施計画及び識別符号の基準に関する省令関係)**

**令和5年12月
総務省 サイバーセキュリティ統括官室**

情報通信研究機構(NICT)法

総務大臣

サイバーセキュリティ
戦略本部

中長期目標・計画に係る
意見聴取

特定アクセス行為等に係る実施計画認可

中長期目標策定・
計画認可



情報通信研究機構(NICT)

【法改正のポイント②】

サイバーセキュリティ対策助言等業務を新設し、サイバー攻撃に悪用されるおそれのあるIoT機器の調査対象を拡充

サイバーセキュリティ対策助言等業務

(サイバー攻撃に悪用されるおそれのあるIoT機器を調査し、機器の管理者等に必要な助言及び情報を提供)

ID・パスワードの設定に脆弱性を有する機器



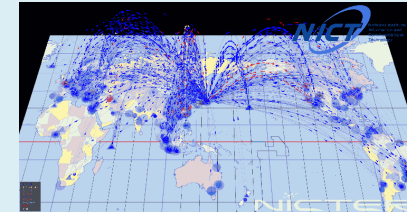
令和6年度以降も継続して実施
(特定アクセス等実施業務)

ファームウェアの脆弱性等のID・パスワード以外の脆弱性を有する機器



NICTの業務として新たに法的に位置づけ

既にマルウェアに感染している機器



感染通信を観測

【法改正のポイント①】

サイバー攻撃の最新動向等に応じて機動的に対応するため、特定アクセス等について、総務大臣の認可を受けた実施計画で定めた期間において実施

IoT機器メーカー

電気通信事業者
(ISP)

Sier

その他セキュリティ
関係者

注意喚起



機器の利用者

利用者からのサイバー攻撃の被害の申告を待つことなくプッシュ型による支援を実施するとともに、様々な関係者との連携により総合的なIoTセキュリティ対策を促進

- 本省令は、特定アクセス行為等実施計画（以下「実施計画」という。）の記載事項や識別符号の基準等を規定するもの。
- 特定アクセス行為等の実施について、サイバー攻撃の最新動向等に応じて機動的な対応を可能とするとともに、厳格な要件の下で実施されることをこれまで以上に確実に担保する観点から、改正NICT法で実施計画の記載事項の一部を法定化したことに伴い、現行省令で求めている事項や新たに必要となる事項（実施期間、外部委託関係等）等を含めて記載事項の規定を整理。あわせて、総務大臣が当該実施計画の認可に必要な参考資料の提出を求めることを可能としている。
- また、省令案で用いられる用語の定義の明確化のための規定を設けるとともに、改正NICT法による省令委任規定の条項の順序の変更に合わせて、省令案の規定の位置の変更等を行ったことから、全部改正となったもの（識別符号に関する規定は内容の変更なし）。

法律上の記載事項

- ① 特定アクセス行為等の実施期間
- ② 特定アクセス行為等の実施体制（第一項第二号に掲げる業務の全部又は一部を他の者に委託する場合にあっては、委託先の選定に係る基準及び手続を含む。）
- ③ 特定アクセス行為に用いる設備
- ④ 特定アクセス行為に用いる識別符号
- ⑤ 特定アクセス行為により取得した情報の適正な取扱いを確保するための措置（第一項第二号に掲げる業務の全部又は一部を他の者に委託する場合にあっては、委託先における当該情報の適正な取扱いを確保するための措置を含む。）
- ⑥ その他総務省令で定める事項

省令案上の記載事項

- ① **特定アクセス行為等の実施期間** ※赤字が新たな記載事項
- ② 特定アクセス行為等の実施体制
- ③ 特定アクセス行為に係る業務に従事する者の氏名、所属部署及び連絡先
- ④ **法第十八条第一項第二号に掲げる業務の全部又は一部を他の者に委託する場合における、委託先の選定に係る基準及び手続**
- ⑤ 特定アクセス行為に係る電気通信の送信元の端末設備又は自営電気通信設備に割り当てられるアイ・ピー・アドレス
- ⑥ 特定アクセス行為に係る電気通信の送信先のアクセス制御機能を有する特定電子計算機である電気通信設備又は当該電気通信設備に電気通信回線を介して接続された他の電気通信設備に割り当てられるアイ・ピー・アドレスの範囲
- ⑦ 前二号に掲げるもののほか、特定アクセス行為等に係る設備に関する事項
- ⑧ 特定アクセス行為に係る識別符号の方針
- ⑨ 前号の方針に基づき入力する識別符号
- ⑩ 特定アクセス行為により取得した情報の適正な取扱いを確保するための措置
（法第十八条第一項第二号に掲げる業務の全部又は一部を他の者に委託する場合にあっては、委託先における当該情報の適正な取扱いを確保するための措置を含む。）
- ⑪ 送信型対電気通信設備サイバー攻撃のおそれへの対処を求める通知先に求める特定アクセス行為により取得する通信履歴等の電磁的記録に記録された情報の適正な取扱いを確保するための措置に関する事項
- ⑫ **特定アクセス行為等の実施に係る情報の公開に関する事項**
- ⑬ その他必要な事項

今後の想定スケジュール

令和5年度				令和6年度
12月	1月	2月	3月	4月
【法律（NICT法の一部改正等法）】 <p>成立・公布 (12/11:成立、12/15:公布)</p> <p>施行</p>				
【省令】 <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; display: inline-block;">情報通信行政・郵政行政審議会 総会（メール審議）</div> <p>諮問 (12/21～12/27)</p> <p>パブリックコメント</p> <p>答申 (2/7～2/13)</p> <p>公布 (3月上旬)</p> <p>施行</p>				
【実施計画】 <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; display: inline-block;">情報通信行政・郵政行政審議会</div> <p>諮問・答申 (3月21日)</p> <p>業務開始</p>				

○総務省令第 号

国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第百六十二号)第十八条第二項、第三項第六号、第五項及び第七項第一号の規定に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第八条第四項第一号に規定する総務省令で定める基準及び第九条に規定する業務の実施に関する計画に関する省令の全部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

特定アクセス行為等実施計画及び識別符号の基準に関する省令

(定義)

第一条 この省令において「特定アクセス行為等」、「特定アクセス行為等実施計画」、「特定アクセス行為」又は「通信履歴等の電磁的記録」とは、それぞれ国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第百六十二号。以下「法」という。)第十八条に規定する特定アクセス行為等若しくは特定アクセス行為等実施計画、特定アクセス行為又は通信履歴等の電磁的記録をいう。

2 この省令において「端末設備」、「自営電気通信設備」、「送信型対電気通信設備サイバー攻撃」又は「アイ・ピー・アドレス」とは、それぞれ電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第五十二条第一項、第七十条第一項、第百十六条の二第一項第一号又は第百六十四条第二項第

三号に規定する端末設備、自営電気通信設備、送信型対電気通信設備サイバー攻撃又はアイ・ピー・アドレスをいう。

3 この省令において「特定電子計算機」、「識別符号」又は「アクセス制御機能」とは、それぞれ不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条に規定する特定電子計算機、識別符号又はアクセス制御機能をいう。

（実施計画）

第二条 国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、法第十八条第二項の規定により特定アクセス行為等実施計画を作成し、総務大臣に提出するときは、特定アクセス行為等実施計画に次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 特定アクセス行為等の実施期間
- 二 特定アクセス行為等の実施体制
- 三 特定アクセス行為に係る業務に従事する者の氏名、所属部署及び連絡先
- 四 法第十八条第一項第二号に掲げる業務の全部又は一部を他の者に委託する場合における、委託先の選定に係る基準及び手続
- 五 特定アクセス行為に係る電気通信の送信元の端末設備又は自営電気通信設備に割り当てられるアイ・ピー・アドレス

六 特定アクセス行為に係る電気通信の送信先のアクセス制御機能を有する特定電子計算機である電気通信設備又は当該電気通信設備に電気通信回線を介して接続された他の電気通信設備に割り当てられるアイ・ピー・アドレスの範囲

七 前二号に掲げるもののほか、特定アクセス行為等に係る設備に関する事項

八 特定アクセス行為に係る識別符号の方針

九 前号の方針に基づき入力する識別符号

十 特定アクセス行為により取得した情報の適正な取扱いを確保するための措置に関する事項（法第十八条第一項第二号に掲げる業務の全部又は一部を他の者に委託する場合にあつては、委託先における当該情報の適正な取扱いを確保するための措置を含む。）

十一 送信型対電気通信設備サイバー攻撃のおそれへの対処を求める通知先に求める特定アクセス行為により取得する通信履歴等の電磁的記録に記録された情報の適正な取扱いを確保するための措置に関する事項

十二 特定アクセス行為等の実施に係る情報の公開に関する事項

十三 その他必要な事項

2 総務大臣は、法第十八条第一項の認可について必要があると認めるときは、機構に対して参考資料の提出を求めることができる。

3 機構は、法第十八条第五項の規定により実施計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

(識別符号の基準)

第三条 法第十八条第七項第一号に規定する総務省令で定める識別符号の基準は、暗証符号を設定するものである場合、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 字数八以上であること。
- 二 これまで送信型対電気通信設備サイバー攻撃のために用いられたもの、同一の文字のみ又は連続した文字のみを用いたものその他の容易に推測されるもの以外のものであること。

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。